

第 1 3 2 号議案

足立区応急小口資金貸付条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 1 2 月 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区応急小口資金貸付条例の一部を改正する条例

足立区応急小口資金貸付条例（昭和 4 8 年足立区条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「 1 0 月以内」を「 2 0 月以内」に、「 2 0 月」を「 3 0 月」に改める。

付 則

（ 施行期日 ）

1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（ 経過措置 ）

2 この条例による改正後の足立区応急小口資金貸付条例第 7 条の規定は、施行日以後に受理した申込みに係る資金の貸付けから適用し、同日前に受理した申込みに係る資金の貸付けについては、なお従前の例による。

（ 提案理由 ）

貸付金の償還期限を変更する必要があるので、この条例案を提出いたします。